

5. 著作権に関する仲介業務に関する法律

昭和14年4月5日 法律第67号
最新改正 平成11年12月22日 法律第160号

第1条〔定義〕 本法ニ於テ著作権ニ関スル仲介業務ト称スルハ著作物ノ出版、翻訳、興行、放送、映画化、録音其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ関スル契約ニ付著作権者ノ為ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ為スヲ謂フ

② 著作権ノ移転ヲ受ケ他人ノ為ニ一定ノ目的ニ従ヒ著作物ヲ管理スルノ行為ヲ業トシテ為スハ之ヲ著作権ニ関スル仲介業務ト看做ス

③ 前2項ノ著作物ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第2条〔業務実施の許可〕 著作権ニ関スル仲介業務ヲ為セントスル者ハ文部科学省令ノ定ムル所ニ依リ業務ノ範囲及業務執行ノ方法ヲ定メ文化庁長官ノ許可ヲ受クベシ

第3条〔著作物使用料規程の許可〕 前条ノ許可ヲ受ケタル者（以下仲介人ト称ス）ハ文部科学省令ノ定ムル所ニ依リ著作物使用料規程ヲ定メ文化庁長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

② 前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ文化庁長官ハ其ノ要領ヲ公告ス

③ 出版ヲ業トスル者ノ組織スル団体、興行ヲ業トスル者ノ組織スル団体其ノ他文

部科学省令ヲ以テ定ムル者ハ前項ノ要領ニ付公告ノ日ヨリ1月以内ニ文化庁長官ニ意見ヲ具申スルコトヲ得

- ④ 文化庁長官第1項ノ認可ヲ為サントスルトキハ公告ノ日ヨリ1月ヲ経過シタル後文化審議會ニ諮問スベシ前項ノ規定ニ依リ意見ノ具申アリタルトキハ当該文化審議會ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第4条〔業務範囲変更等の許可〕 仲介人ハ業務ノ範囲又ハ業務執行ノ方法ヲ変更セントスルトキハ文化庁長官ノ許可ヲ受クベシ

第5条〔報告書〕 仲介人ハ文部科学省令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書及会計報告書ヲ文化庁長官ニ提出スベシ

第6条〔監督〕 文化庁長官ハ何時ニテモ仲介人ヲシテ其ノ業務ニ関スル報告ヲ為サシメ又ハ其ノ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第7条〔同 前〕 文化庁長官ハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ仲介人ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ其ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第8条〔同 前〕 文化庁長官ハ仲介人ノ業務又ハ財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務執行ノ方法ノ変更ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第9条〔同 前〕 仲介人本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス
処分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ業務ニ関シ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ文
化庁長官ハ第2条ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第10条〔罰 則〕 第2条ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ著作権ニ関スル仲介
業務ヲ為シタル者ハ3千円*以下ノ罰金ニ処ス

第11条〔同 前〕 仲介人左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ千円*以下ノ罰金ニ
処ス

(1) 第2条又ハ第4条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ノ範囲ヲ超エ業務ヲ為シ
タルトキ

(2) 第9条ノ規定ニ依ル業務ノ停止又ハ制限ニ違反シタルトキ

第12条〔同 前〕 仲介人左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ500円*以下ノ罰金
ニ処ス

(1) 第2条又ハ第4条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ノ執行方法ニ依ラズシテ
業務ヲ為シタルトキ

(2) 第3条第1項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル著作物使用料規程ニ依ラズシテ業
務ヲ為シタルトキ

(3) 第5条ノ規定ニ依ル業務報告書若ハ会計報告書ヲ提出セズ又ハ之ニ虚偽ノ記
載ヲ為シタルトキ

(4) 第6条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿書類ヲ提出
セザルトキ

(5) 第8条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第13条〔同 前〕 第7条ノ規定ニ依ル臨検検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル
者ハ500円*以下ノ罰金ニ処ス

第 14 条 〔同 前〕 法人又ハ人ノ代理人、同居者、雇人其ノ他ノ従業員ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第 10 条及至第 12 条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第 15 条 〔同 前〕 第 10 条及至第 12 条ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

- ① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム〔昭和 14 年勅令第 834 号で昭和 14 年 12 月 15 日から施行〕
- ② 本法施行ノ際現ニ著作権ニ関スル仲介業務ヲ為ス者又ハ其ノ業務ヲ承継シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ 3 月ヲ限り第 2 条ノ規定ニ拘ラズ其ノ業務ヲ為スコトヲ得
- ③ 前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第 2 条ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ対スル許可又ハ不許可ノ処分ノ日迄亦前項ニ同ジ

附 則（平成 11 年法律第 160 号）（抄）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1・2 （略）

(注) * 印の罰金の多額は、罰金等臨時措置法（昭和 23 年法律第 251 号）第 2 条第 1 項の規定により 2 万円とされている。